

S t a r l i n k B u s i n e s s サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
(目次) 第1章～第5章 (略) 第5章の2 付加機能 第22条の2 付加機能の提供 第6章～第7章 (略) 第8章 料金等 第33条 (略) 第34条 定額利用料等の支払義務 第35条～第37条 (略) 第9章～第11章 (略) 別記 1～4 (略) 5 <u>Starlink サービスの付加機能</u> 料金表 第1～第2 (略) 第2の2 <u>付加機能使用料</u> 第3 (略) 第1章 総則 第1条～第2条 (略) (用語の定義) 第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table border="1"> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>Starlink サービス</td><td>Starlink サービス網を利用して当社が提供するデータ通信サービス（当社が本約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 第4条 (略) 第2章 Starlink サービスの種類等 (Starlink サービスの種類) 第5条 Starlink サービスには、次のタイプがあります。	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	Starlink サービス	Starlink サービス網を利用して当社が提供するデータ通信サービス（当社が本約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）	(略)	(略)	(目次) 第1章～第5章 (略) 第6章～第7章 (略) 第8章 料金等 第33条 (略) 第34条 定額利用料の支払義務 第35条～第37条 (略) 第9章～第11章 (略) 別記 1～4 (略) 料金表 第1～第2 (略) 第3 (略) 第1章 総則 第1条～第2条 (略) (用語の定義) 第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table border="1"> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>Starlink サービス</td><td>Starlink サービス網を利用して当社が日本国内において提供するデータ通信サービス（当社が本約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 第4条 (略) 第2章 Starlink サービスの種類等 (Starlink サービスの種類) 第5条 Starlink サービスには、次のタイプがあります。	用 語	用 語 の 意 味	(略)	(略)	Starlink サービス	Starlink サービス網を利用して当社が日本国内において提供するデータ通信サービス（当社が本約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）	(略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
(略)	(略)																
Starlink サービス	Starlink サービス網を利用して当社が提供するデータ通信サービス（当社が本約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）																
(略)	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
(略)	(略)																
Starlink サービス	Starlink サービス網を利用して当社が日本国内において提供するデータ通信サービス（当社が本約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）																
(略)	(略)																

種 類	内 容
国内利用	Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（日本国内及び陸上に限ります。）に1のStarlink キットを設置してStarlink サービスを利用できるもの
グローバル利用	Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所に1のStarlink キットを設置してStarlink サービスを利用できるものであって、グローバル利用シェアリング以外のもの
グローバル利用シェアリング	1のStarlink サービス契約者回線につき、2つのStarlink キットを登録し、Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所にStarlink キットを設置してStarlink サービスを利用できるもの

（注）国内利用については、最大 60 日間連続して、わが国の陸上以外の場所（（第7条（Starlink サービスの提供区域）に規定する提供区域のうち当社が定める区域に限ります。）に1のStarlink キットを設置してStarlink サービスを利用することができます。

第3章～第4章 （略）

第5章 Starlink サービス契約

第11条～第13条 （略）

（Starlink サービス契約申込の承諾）

第14条 当社は、Starlink サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2～3 （略）

4 前三項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、Starlink サービス契約の申込みを承諾しません。

(1)～(2)（略）

(3) Starlink サービス申込者が、基本使用料の料金種別がグローバル利用シェアリングに係るStarlink サービス契約を申し込む場合であって、そのStarlink キットが当社が別に定めるものかつ2台であるとき以外の条件を前提に、当社へStarlink サービス契約を申し込みしたとき。

(4)（略）

第15条～第22条 （略）

第5章の2 付加機能

（付加機能の提供）

第22条の2 当社は、Starlink サービス契約者から請求があったときは、別記5（Starlink サービスの付加機能）に規定する付加機能を提供します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別記5に規定する付加機能について、一部を変更又は一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

種 類	内 容
固定利用（陸上向け）	Starlink サービス契約者が、あらかじめ当社に申告した位置情報の地点（陸上に限ります。）に1のStarlink キットを設置してStarlink サービスを利用できるもの
移設可能（陸上向け）	Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（陸上に限ります。）に1のStarlink キットを設置してStarlink サービスを利用できるものであって、移設可能シェアリング（陸上向け）以外のもの
移設可能シェアリング（陸上向け）	1のStarlink サービス契約者回線につき、2つのStarlink キットを登録し、Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（陸上に限ります。）にStarlink キットを設置してStarlink サービスを利用できるもの
海上	Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（海上に限ります。）に1のStarlink キットを設置してStarlink サービスを利用できるものであって、海上シェアリング以外のもの
海上シェアリング	1のStarlink サービス契約者回線につき、2つのStarlink キットを登録し、Starlink サービス契約者が、当社に位置情報の申告をすることなく、任意の場所（海上に限ります。）にStarlink キットを設置してStarlink サービスを利用できるもの

第3章～第4章 （略）

第5章 Starlink サービス契約

第11条～第13条 （略）

（Starlink サービス契約申込の承諾）

第14条 当社は、Starlink サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2～3 （略）

4 前三項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、Starlink サービス契約の申込みを承諾しません。

(1)～(2)（略）

(3) Starlink サービス申込者が、基本使用料の料金種別が移設可能シェアリング（陸上向け）又は海上シェアリングに係るStarlink サービス契約を申し込む場合であって、そのStarlink キットが当社が別に定めるものかつ2台であるとき以外の条件を前提に、当社へStarlink サービス契約を申し込みしたとき。

(4)（略）

第15条～第22条 （略）

3 当社は、前項の規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことにより Starlink サービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。 第 6 章～第 7 章 （略） 第 8 章 料金等 （料金） 第 33 条 当社が提供する Starlink サービス契約の料金は、定額利用料、付加機能使用料及び一時金とし、料金表に定めるところによります。 （定額利用料等の支払義務） 第 34 条 Starlink サービス契約者は、その Starlink サービス契約に基づいて当社が Starlink サービス契約者回線の提供を開始した日から起算して Starlink サービス契約の解除があった日の属する料金月の末日までの期間について、定額利用料（料金表第 2（定額利用料）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算してその付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間について、付加機能使用料（料金表第 2 の 2（付加機能使用料）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。 ただし、料金表において別段の定めがある場合は、この限りではありません。 2 前項の期間において、利用停止等により Starlink サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料及び付加機能使用料（以下「定額利用料等」といいます。）の支払いは次によります。 （1）利用中止又は利用停止があったときは、Starlink サービス契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。 （2）前号の規定によるほか、Starlink サービス契約者は Starlink サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。 第 35 条～第 37 条 （略） 第 9 章 （略） 第 10 章 保証及び損害賠償等 （保証期間内における保証） 第 41 条 当社は Starlink サービス契約者に対し、その Starlink サービス契約により当社が提供した Starlink キットの本体（以下この章において「端末」といいます。）のみを対象に、保証期間（端末の所有権が当社から Starlink サービス契約者に移転した日から起算して 2 年後の同じ暦日の前日までの間（提供開始日が 2 月 29 日であった場合は、その日から起算して 2 年後の 2 月 28 日までの間）をいいます。以下この章において同じとします。）内に、Starlink サービス契約者から故障診断の請求を受け、その端末が故障したと当社が判定したときは、無償で交換用の端末を Starlink サービス契約者に提供（以下この条において「端末保証」といいます。）します。 ただし、その Starlink サービス契約の申込みをした日以前に当社から購入した端末を利用し Starlink サービスを契約したときは、その端末購入に係る Starlink サービスの提供開始日から起算して 2 年後の同じ暦日の前日までの間（提供開始日が 2 月 29 日であった場合は、その日から起算して 2 年後の 2 月 28 日までの間）を保証期間として、端末保証を適用します。 2～4 （略） 5 当社は、Starlink サービス契約者に Starlink サービス（Starlink キットから発信されるものに限ります。以下本条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又は Starlink サービス運営会社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかった原因が、別記 1 に定める提供区間にある場合に限ります。以下本条において同じとします。）は、その Starlink サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、Starlink サービス契約者からの請求によりその Starlink サービス契約者の損害を賠償します。	第 6 章～第 7 章 （略） 第 8 章 料金等 （料金） 第 33 条 当社が提供する Starlink サービス契約の料金は、定額利用料及び一時金とし、料金表に定めるところによります。 （定額利用料の支払義務） 第 34 条 Starlink サービス契約者は、その Starlink サービス契約に基づいて当社が Starlink サービス契約者回線の提供を開始した日から起算して Starlink サービス契約の解除があった日の属する料金月の末日までの期間について、定額利用料（料金表第 2（定額利用料）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。 ただし、料金表において別段の定めがある場合は、この限りではありません。 2 前項の期間において、利用停止等により Starlink サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは次によります。 （1）利用中止又は利用停止があったときは、Starlink サービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。 （2）前号の規定によるほか、Starlink サービス契約者は Starlink サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。 第 35 条～第 37 条 （略） 第 9 章 （略） 第 10 章 保証及び損害賠償等 （保証期間内における保証） 第 41 条 当社は Starlink サービス契約者に対し、その Starlink サービス契約により当社が提供した Starlink キットの本体（以下この章において「端末」といいます。）のみを対象に、保証期間（端末の所有権が当社から Starlink サービス契約者に移転した日から起算して 2 年後の同じ暦日の前日までの間（提供開始日が 2 月 29 日であった場合は、その日から起算して 2 年後の 2 月 28 日までの間）をいいます。以下この章において同じとします。）内に、Starlink サービス契約者から故障診断の請求を受け、その端末が故障したと当社が判定したときは、無償で交換用の端末を Starlink サービス契約者に提供（以下この条において「端末保証」といいます。）します。 ただし、その Starlink サービス契約の申込みをした日以前に当社から購入した端末を利用し Starlink サービスを契約したときは、その端末購入に係る Starlink サービスの提供開始日から起算して 2 年後の同じ暦日の前日までの間（提供開始日が 2 月 29 日であった場合は、その日から起算して 2 年後の 2 月 28 日までの間）を保証期間として、端末保証を適用します。 2～4 （略） 5 当社は、Starlink サービス契約者に日本国内において Starlink サービス（Starlink キットから発信されるものに限ります。以下本条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又は Starlink サービス運営会社の責めに帰すべき事由により日本国内においてその提供をしなかったとき（その提供をしなかった原因が、別記 1 に定める提供区間にある場合に限ります。以下本条において同じとします。）は、その Starlink サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、Starlink サービス契約者からの請求によりその Starlink サービス契約者の損害を賠償します。
---	---

6～11 （略）

第 42 条～第 46 条 （略）

第 11 章 （略）

別記

1～4 （略）

5 Starlink サービスの付加機能

Starlink サービスの付加機能は、以下のとおりとします。

種 類	提 供 条 件
通信データ量加算機能 Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に係る累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した場合において、その基本使用料の料金種別に係る累計通信データ量の上限を加算することができる機能をいいます。	(1) 本機能を利用して加算されるデータ量(以下「追加通信データ量」といいます。)は、1 の加算につき 50GByte とします (2) Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が追加通信データ量を加算した後の累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した都度、本機能を利用して追加通信データ量が加算されます。 (3) 追加通信データ量は、その加算があった日から起算してその加算があった日の属する料金月の末日までの間に限り、累計通信データ量の上限に加算されます。 (4) Starlink サービス契約者は、本機能を利用して追加通信データ量が加算された回数に応じて、料金表第 2 の 2（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料の支払いを要します。

料金表

第 1 通則

1～2 （略）

3 消費税相当額の加算

第 34 条（定額利用料等の支払義務）から第 35 条（一時金の支払義務）までの規定等により、支払いを要するものとされている料金の額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、料金表第 2（定額利用料）の 2（料金額）の(1)に規定する定額利用料、付加機能使用料及び延滞利息については、この限りではありません。

4～8 （略）

第 2 定額利用料

1 適用

Starlink サービス契約に係る定額利用料の適用については、第 34 条（定額利用料等の支払義務）の規定のほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) Starlink サービスに係る定額利用料の算定	ア （略） イ アの規定において、料金表第 2（定額利用料）の 2（料金額）の

6～11 （略）

第 42 条～第 46 条 （略）

第 11 章 （略）

別記

1～4 （略）

料金表

第 1 通則

1～2 （略）

3 消費税相当額の加算

第 34 条（定額利用料の支払義務）から第 35 条（一時金の支払義務）までの規定等により、支払いを要するものとされている料金の額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、料金表第 2（定額利用料）の 2（料金額）の(1)に規定する定額利用料及び延滞利息については、この限りではありません。

4～8 （略）

第 2 定額利用料

1 適用

Starlink サービス契約に係る定額利用料の適用については、第 34 条（定額利用料の支払義務）の規定のほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) Starlink サービスに係る定額利用料の算定	ア （略） イ アの規定において、料金表第 2（定額利用料）の 2（料金額）の

	(2)に規定する料金額は、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に応じて、次のとおり適用します。 (ア) (略) (イ) 基本使用料の料金種別が、<u>グローバル利用シェアリング</u>に係るもの 基本額と追加額を加算して算定した額
(2) Starlink サービス契約者回線に係るデータ通信利用の制限	ア 当社は、Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信について、データ通信総量速度規制（その Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が当社が別に定める通信データ量（通信データ量加算機能を利用している場合は、その機能を利用して追加通信データ量が加算された後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した場合において、そのことを確認したときからそのことを確認した日を含む料金月の末日までの間、その Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信の伝送速度の上限を、当社が別に定める通信速度に制限することをいいます。）を行います。 イ (略)

2 料金額

(1) 基本使用料に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 種 別	料 金 額（月額）
<u>国内利用</u>	<u>50GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>1 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>2 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>6 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
<u>グローバル利用</u>	<u>50GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>1 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>5 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
<u>グローバル利用シェアリング</u>	<u>50GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>1 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>5 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>

	(2)に規定する料金額は、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に応じて、次のとおり適用します。 (ア) (略) (イ) 基本使用料の料金種別が、<u>移設可能シェアリング（陸上向け）</u>又は<u>海上シェアリング</u>に係るもの 基本額と追加額を加算して算定した額
(2) Starlink サービス契約者回線に係るデータ通信利用の制限	ア 当社は、Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信について、データ通信総量速度規制（その Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が当社が別に定める通信データ量を超えたことを当社が確認した場合において、そのことを確認したときからそのことを確認した日を含む料金月の末日までの間、その Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信の伝送速度の上限を、当社が別に定める通信速度に制限することをいいます。）を行います。 イ (略)

2 料金額

(1) 基本使用料に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 種 別	料 金 額（月額）
<u>固定利用（陸上向け）</u>	<u>40GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>1 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>2 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>6 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
<u>移設可能（陸上向け）</u>	<u>50GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>1 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>5 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
<u>移設可能（陸上向け） シェアリング</u>	<u>50GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>1 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>5 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
<u>海上</u>	<u>50GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>1 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
	<u>5 TByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>
<u>海上シェアリング</u>	<u>50GByte プラン</u>	<u>当社が定める料金額</u>

(2) (略)

第 2 の 2 付加機能使用料

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
通信データ量加算機能	50GByte ごとに	当社が定める料金額

第 3 （略）

附 則（令和 7 年 3 月 13 日経企第 6047 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 7 年 3 月 17 日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった Starlink サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（固定利用（陸上向け）等の Starlink サービスの提供に関する経過措置）
3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている固定利用（陸上向け）、移設可能（陸上向け）、移設可能（陸上向け）シェアリング、海上及び海上シェアリング（以下この附則において「固定利用（陸上向け）等」といいます。）の Starlink サービス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。
(1) 定額利用料
ア 定額利用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している定額利用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。
（ア）基本使用料に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 種 別	料 金 額（月額）
固定利用（陸上向け）	40GByte プラン	当社が定める料金額
	1 TByte プラン	当社が定める料金額
	2 TByte プラン	当社が定める料金額
	6 TByte プラン	当社が定める料金額
移設可能（陸上向け）	50GByte プラン	当社が定める料金額
	1 TByte プラン	当社が定める料金額

	1 TByte プラン	当社が定める料金額
	5 TByte プラン	当社が定める料金額

(2) (略)

第 3 （略）

	5 TByte プラン	当社が定める料金額
移設可能（陸上向け） シェアリング	50GByte プラン	当社が定める料金額
	1 TByte プラン	当社が定める料金額
	5 TByte プラン	当社が定める料金額
海上	50GByte プラン	当社が定める料金額
	1 TByte プラン	当社が定める料金額
	5 TByte プラン	当社が定める料金額
海上シェアリング	50GByte プラン	当社が定める料金額
	1 TByte プラン	当社が定める料金額
	5 TByte プラン	当社が定める料金額

(イ) サポートに係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
基本額	30,000 円（33,000 円）
追加額	20,000 円（22,000 円）

イ 固定利用（陸上向け）等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

(2) 固定利用（陸上向け）等の基本使用料の料金種別を料金表第 2（定額利用料）に規定する基本使用料の料金種別へ変更する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3（一時金）の規定にかかわらず、変更手数料の支払いを要しません。

(3) この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、令和 7 年 5 月 1 日において、同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

Starlink サービス契約 固定利用（陸上向け） 移設可能（陸上向け） 移設可能シェアリング（陸上向け） 海上 海上シェアリング	Starlink サービス契約 国内利用 グローバル利用 グローバル利用シェアリング グローバル利用 グローバル利用シェアリング
---	---

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。